

●平成 28 年経済センサス-活動調査結果報告書

卸売業・小売業に関する集計について

1 集計の目的

卸売業・小売業について、商業統計調査と時系列比較を行うため、平成 28 年経済センサス-活動調査(基幹統計調査)の結果のうち、卸売業・小売業の事業所について集計することを目的としています。

2 集計の対象

「卸売業・小売業」に格付けられた事業所のうち、以下の全てに該当する事業所について集計しました。

- ・ 管理、補助的経済活動のみを行う事業所ではないこと
- ・ 「事業別売上(収入)金額」の「卸売の商品販売額(代理・仲立手数料を含む)」および「小売の商品販売額」を合算したものに金額が有り、かつ産業細分類の格付けに必要な事項の数値が得られた事業所であること

3 集計の対象期間および期日

年間商品販売額は平成 27 年 1 年間、事業所数、従業者数等の経理事項以外の事項は平成 28 年 6 月 1 日現在の数値です。

●利用上の注意

1 この統計表の数値は、滋賀県が独自集計したもので、総務省および経済産業省の公表数値と相違する場合があります。

2 記号および注記

各項目の金額は、単位未満を四捨五入しているため、内訳の計と合計が一致しない場合があります。

- (1) 比率は、小数点以下第 2 位で四捨五入しています。このため、「構成比」については、内訳の計と合計が一致しない場合があります。
- (2) 該当数字がないものおよび分母が 0 のため計算できないものは「-」としました。
- (3) 「x」は、集計対象となる事業所数が 1 または 2 であるため、集計結果をそのまま公表すると個々の報告者の秘密が漏れるおそれがある場合に該当数値を秘匿した箇所です。また、集計対象が 3 以上の事業所に関する数値であっても、集計対象が 1 または 2 の事業所の数値が合計との差引きで判明する箇所は、併せて「x」としています。

3 主な用語の説明

(1) 事業所(卸売業・小売業事業所)

経済活動が行われている場所ごとの単位で、原則として次の要件を備えているものをいいます。

- ① 一定の場所(1 区画)を占めて、単一の経営主体のもとで経済活動が行われていること。
- ② 従業者と設備を有して、物の生産や販売、サービスの提供が継続的に行われていること。

(2) 卸売業

主として次の業務を行う事業所をいいます。

- ① 小売業者または他の卸売業者に商品を販売する事業所
- ② 産業用使用者(建設業、製造業、運輸業、飲食店、宿泊業、病院、学校、官公庁等)に業務用として商品

を大量または多額に販売する事業所

③ 主として業務用に使われる商品〔事務用機械および家具、病院・美容院・レストラン・ホテルなどの設備、産業用機械（農業用器具を除く）など〕を販売する事業所

④ 製造業の会社が、別の場所で経営している自己製品の卸売事業所（主として管理事務のみを行っている事業所を除く）

例えば、家電メーカーの支店、営業所が自己製品を問屋などに販売している場合、その支店、営業所は卸売事業所とします。

⑤ 商品を卸売し、かつ、同種商品の修理を行う事業所

なお、修理料収入額の方が多くても同種商品を販売している場合は、修理業とせず卸売業とします。

⑥ 主として手数料を得て他の事業所のために商品の売買の代理または仲立を行う事業所（代理商、仲立業）。「代理商、仲立業」には、一般的に、買継商、仲買人、農産物集荷業と呼ばれている事業所が含まれます。

(3) 小売業

主として次の業務を行う事業所をいいます。

① 個人（個人経営の農林漁家への販売を含む）または家庭用消費者のために商品を販売する事業所

② 産業用使用者に少量または少額に商品を販売する事業所

③ 商品を販売し、かつ、同種商品の修理を行う事業所

なお、修理料収入額の方が多くても、同種商品を販売している場合は修理業とせず小売業とします。

ただし、修理のみを専業としている事業所は、修理業〔サービス業（他に分類されないもの）〕とし、修理のために部品などを取り替えても商品の販売とはしません。

④ 製造小売事業所（自店で製造した商品をその場所で個人または家庭用消費者に販売する事業所）

例えば、菓子店、パン屋、豆腐屋、調剤薬局など。

なお、商品を製造する事業所が店舗を持たず通信販売により小売している場合は、製造業に分類されます。

⑤ ガソリンスタンド

⑥ 主として無店舗販売を行う事業所（販売する場所そのものは無店舗であっても、商品の販売活動を行うための拠点となる事務所などがある訪問販売または通信・カタログ・インターネット販売の事業所など）で、主として個人または家庭用消費者に販売する事業所

⑦ 別経営の事業所

官公庁、会社、工場、団体、遊園地などの中にある売店等で他の事業者によって経営されている場合はそれぞれ独立した事業所として小売業に分類します。

(4) 単独事業所

他の場所に同一経営の本店、支店、支社、営業所などを持たない事業所（1企業1事業所）をいいます。

(5) 本店

他の場所に同一経営の支店、支社、営業所などがあって、それらのすべてを統括している事業所をいいます。

なお、本店の各部門がいくつかの場所に分かれているような場合は、社長などの代表者がいる事業所を「本店」とし、他の事業所は「支店」とします。

(6) 支店

他の場所にある本店などの統括を受けている事業所をいい、支店、支社の名称をもつ事業所のほか、営業所、売店、出張所、企業組合の販売所などの名称で商品の売買を主として行っている事業所を含みます。

また、上位の本店などの統括を受ける一方、下位の事業所を統括している中間的な地域本店なども支店とします。

(7) 開設時期

平成28年6月1日現在で所在している場所において、事業を始めた時期とします。

(8) 従業者および就業者

平成 28 年 6 月 1 日現在で、当該事業所の業務に従事している従業者、就業者をいいます。

従業者とは「個人業主」、「無給家族従業者」、「有給役員」および「常用雇用者」の計をいい、就業者とは従業者に「臨時雇用者」および「他からの出向・派遣従業者」を合わせ「従業者・臨時雇用者のうち他への出向・派遣従業者」を除いたものをいいます。

① 個人業主

個人経営の事業主で実際に事業所を経営している人をいいます。

② 無給家族従業者

個人業主の家族で賃金・給与を受けず、常時従事している人をいいます。

③ 有給役員

法人、団体の役員(常勤、非常勤を問わない。)で給与を受けている人をいいます。

なお、重役や理事であっても、事務職員、労務職員を兼ねて一定の職務に就き、一般職員と同じ給与規則によって給与を受けている人は、「常用雇用者」に含まれます。

④ 常用雇用者

以下のア、イをいい、「正社員・正職員」、「パート・アルバイトなど」に分けられます。

ア 事業所に常時雇用されている人

イ 期間を定めずに雇用されている人または1か月以上の期間を定めて雇用されている人

⑤ 正社員・正職員

常用雇用者のうち、一般に「正社員」、「正職員」として処遇されている人をいいます。

なお、取締役、理事などの役員のうち、常時勤務して一般職員と同じ給与規則によって給与の支払を受けている人も含みます。

⑥ パート・アルバイトなど

常用雇用者のうち、一般に「正社員」、「正職員」として処遇されている人以外で、例えば、「契約社員」、「嘱託」、「パートタイマー」、「アルバイト」またはそれに近い雇用形態で処遇されている人をいいます。

⑦ 臨時雇用者

常用雇用者以外の雇用者で1か月未満の期間を定めて雇用されている人や日々雇用されている人をいいます。

⑧ 他からの出向・派遣従業者

労働者派遣事業の適正な運営の確保および派遣労働者の保護等に関する法律(昭和 60 年法律第 88 号。以下「労働者派遣法」という。)にいう派遣労働者、在籍出向など別経営である出向元に籍がありながら当該事業所にきて働いている人をいいます。

⑨ 従業者・臨時雇用者のうち他への出向・派遣従業者

従業者および臨時雇用者のうち、労働者派遣法にいう派遣労働者、在籍出向など当該事業所に籍がありながら、他の会社など別経営の事業所で働いている人をいいます。

⑩ パート・アルバイトなどの8時間換算雇用者数

パート・アルバイトなどの従業者について平均的な1日当たりの労働時間である8時間に換算したもの。

(9) 年間商品販売額

平成 27 年 1 月 1 日から平成 27 年 12 月 31 日までの1年間の当該事業所における有体商品の販売額をいいます。したがって、土地・建物などの不動産および株券、商品券、プリペイドカード、宝くじ、切手などの有価証券の販売額は含めません。

商品売買に関する仲立手数料収入を除く卸売の商品販売額に小売の商品販売額を加えることにより算出しました。ただし、個人経営の事業所については、卸売の商品販売額に仲立手数料を含みます。

(10) セルフサービス方式(法人組織の小売業のみ)

セルフサービス方式とは、当該事業所の売場面積の 50%以上について、次の三つの条件を兼ね備えている場合をいいます。

- ① 客が値札等により各商品の値段が判るような表示方式をとっている。
- ② 店に備え付けられている買物カゴ、ショッピングカート、トレーなどにより、客が自由に商品を選び取れるようなシステムをとっている。
- ③ 売場の出口などに設置されている精算所(レジ)において、客が一括して代金の支払いを行うシステムになっている。

セルフサービス方式に該当する事業所の例として、総合スーパー、専門スーパー、ホームセンター、ドラッグストア、コンビニエンスストア、ワンプライスショップ、大型カー用品店などがあります。

(11) 売場面積(法人組織の小売業のみ)

平成 28 年 6 月 1 日現在で、事業所が商品を販売するために実際に使用している売場の延床面積(食堂・喫茶、屋外展示場、配送所、階段、連絡通路、エレベーター、エスカレーター、休憩室、洗面所、事務室、倉庫等、また、他に貸している店舗(テナント)分は除く。)をいいます。

ただし、牛乳小売業(宅配専門)、自動車小売業(新車・中古)、建具小売業、畳小売業、ガソリンスタンド、新聞小売業(宅配専門)の事業所については売場面積の調査を行っていません。

4 各統計表の表章項目の説明および留意点

(1) 共通事項

① 「不詳」について

統計表の表頭、表側中「不詳」とは、当該項目について調査をしていない以下の項目および当該項目の数値が得られなかったことを表しています。

ア 「売場面積」については、当該項目について調査をしていない事業所並びに訪問販売、通信・カタログ販売、インターネット販売等で売場面積の無い事業所を不詳としました。

イ 「開店時刻・閉店時刻」および「営業時間」階級については、営業時間に関する項目について調査をしていない牛乳小売業(宅配専門)、新聞小売業(宅配専門)の事業所を不詳としました。

- ② 「年間商品販売額」の産業分類別数値については、千円単位で四捨五入を行い万円単位での金額表示をしているため、数値の積み上げが合計値と必ずしも一致しません。

- ③ 「個人」には「法人でない団体」を含みます。

- ④ 「従業者 1 人当たり年間商品販売額」、「就業者 1 人当たり年間商品販売額」は「パート・アルバイトなど」の従業者について 8 時間換算(平成 14 年商業統計より調査開始)したものをを用いて算出しました。

また、「従業者 1 人当たり年間商品販売額」は、従業者のいない事業所(臨時雇用者や出向・派遣受入者のみの事業所)は除いて算出しました。

- ⑤ 「売場面積 1 m²当たり年間商品販売額」は、売場面積を持つ事業所についてのみ算出しました。

(2) 第 5 表について

商品販売形態区分(法人組織の小売業のみ)は、次のとおりです。

① 店頭販売

店頭で商品を販売した場合をいいます。なお、ご用聞きおよび自動車等の移動販売も含みます。

② 訪問販売

訪問販売員等が家庭などを訪問して商品を販売した場合をいいます。仮設会場での展示販売も含みます。

③ 通信・カタログ販売

カタログ、テレビ、ラジオ等の媒体を用いて PR を行い、消費者から郵便、電話、FAX、銀行振込などの通信手段による購入の申込みを受けて商品を販売した場合をいいます。

④ インターネット販売

インターネットにより購入の申込みを受けて商品を販売した場合をいいます。

⑤ 自動販売機による販売

卸売業、小売業の事業所が管理している自動販売機で商品を販売した場合はいいます。

⑥ その他

生活協同組合の「共同購入方式」、新聞や牛乳などの月極販売および上記以外の販売形態で商品を販売した場合はいいます。

(3) 第6表について

チェーン組織区分（法人組織の小売業のみ）については、次のとおりです。

① フランチャイズ・チェーン加盟事業所

事業所（フランチャイジー）が他の事業所（フランチャイザー（本部））との間に契約を結び（加盟）、フランチャイザーの商標や経営のノウハウを用いて、同一イメージのもとに商品の販売等を行っている事業所をいいます。

② ボランタリー・チェーン加盟事業所

事業所が同一業種の事業所同士で本部を中心に共同仕入れ、配送、宣伝、売り出しなどを行う共同事業に加盟している事業所をいいます。

③ いずれにも加盟していない事業所

上記①、②に含まれない事業所をいいます。例えば、レギュラー・チェーン（直営店）、自動車メーカーの特約店、家電メーカーの販売店、元売系列のガソリンスタンドなど。

(4) 第9-1表、第9-2表、第9-3表、第9-4表について

地域区分は次のとおりです。

大津・南部 : 大津市、草津市、守山市、栗東市、野洲市

甲賀 : 甲賀市、湖南市

東近江 : 近江八幡市、東近江市、日野町、竜王町

湖東 : 彦根市、愛荘町、豊郷町、甲良町、多賀町

湖北 : 長浜市、米原市

高島 : 高島市

5 その他

平成28年経済センサス-活動調査の詳細については、総務省および経済産業省のホームページを御覧ください。